

○内閣府
厚生労働省令第 号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。」及び「名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第一百二十二条第一号の二及び第二号の二、第一百五十二条の二の三第一号ハ及び第二号ハ、第一百五十二条

の二〇〇一十一年三月第一項第四号、別表第一役員（役員が法人であるときは、その職務を行つぐ者を含む。）の変更の項及び別表第四役員（銀行法第五十一條の六十一年三月第一項第一号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行つぐ者を含む。以下この表における回り。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号及び別紙様式第六号記載上の注意一・(1)中「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注記中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第九号の二中「印」を削り、同様式記載上の注記中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注記を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注記中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第

5号」に沿ふ。

別紙様式第十一印の「印」を置き、同様式記載上の姓欄に「婚姻前の氏名」又「旧氏及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又「第27条第3項第1号」又「第27条第2項第5号」に沿ふ。

別紙様式第十一印記載上の姓欄に次のようになります。

8 労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十一印の「印」を置き、同様式の「氏名」の次の記載上の姓欄を次のようになります。
(記載上の注意)

1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

2 労働金庫法(以下「法」という。)第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申

請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「をいう。」又「をいう。以下同じ。」又「法」又「労働基準法」の如きを「労働金庫法」(以下「法」という。以下同じ。)又「法」と略す。

請書に「印」又「証書」の如きを「代表者氏名」の欄に記載する場合は、その印又は証書に記載する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、

(記載上の注意)

1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

2 労働金庫法(以下「法」という。)第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申

請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、

又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四項の記載上の姓氏 「労働金庫法（以下「法」という。）」 や「法」 と略す。

別紙様式第十項の記載上の姓氏に次のものと同様。

4 労働金庫法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四項の記載上の姓氏に次のものと同様。

3 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十項の記載上の姓氏 「労働金庫法（以下「法」という。）」 や「法」 と略す。

同業種十弐印「印」 やるべ、同業種の「代表者氏名」 の次の欄にその姓のものと記入。

3 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」 欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同業種十弐印の同業種の姓のものと記入。

8 労働金庫法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」 欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同業種十弐印「印」 やるべ、同業種の姓のものと記入。

該氏名」 や「当該旧氏及び名」 と略す。

(労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正)

第一条 労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年厚生内閣令第七号）の一部を次のとおり改正する。

閣府令第七号の一部を次のとおり改正する。

様式第一号「代表者の氏名」印や「代表者の氏名」に改め、同様式標記二・を削り、3・を2・ル・ル・ル・の次に次のとおり加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏を（。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第一号「代表者の氏名」印や「代表者の氏名」に改め、同様式標記二・を削り、2・を1・ル・ル・ル・の次に次のとおり加える。

3. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏を（。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載

することができる。

様式第七（備考を除く。）印を置り、同様式備考印一を置り、2.を1.ムード1.の次に次のようになります。

2. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第11条 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣厚生労働省令第七号）の一部を次のよう改定する。

様式第一（記載上の注意を除く。）印を置り、同様式の「第8 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策」の次の記載上の注意2.を次のよう改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
〔登録上の姓氏を除く。〕母「印」を含め、同様に「第10 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）」の登録上の姓氏に「母「代表者が記名押印又は自ら署名すること」又「代表者の役職及び氏名を記載すること」」又は「同登録上の姓氏に「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」」を含め、同登録上の姓氏に「母「」」を含め。
- (3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

〔登録上の姓氏を除く。〕母「印」を含め、同様に「第10 財務の健全性及び業務の健全か

つ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）」の次の記述上の姓氏・ふりがなを記載すること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

註記欄（記述上の姓氏・ふりがな）の「印」や記述欄の「第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記述上の姓氏・ふりがなを記載すること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
謹啓 謹用（印鑑上の姓氏を除く。）母「印」を置く。臣謹啓印鑑上の姓氏を除く。母のものと略す。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
謹啓 謹用（印鑑上の姓氏を除く。）母「印」を置く。臣謹啓印鑑上の姓氏を除く。母のものと略す。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13

に規定する旧氏をいう。) 及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

〔提出者等の姓氏の記載又は蓋し〕 女「印」 や記入、又は「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策」 の記載の姓氏の記載又は記入をもととする。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等(労働金庫等)に限る。以下同じ。) の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。〔提出者等の姓氏の記載又は蓋し〕 女「印」 や記入、又は「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。)」の記載の姓氏の記載又は記入をもととする。」 「代表者が記名押印又は自ら署名すること」 や「代表者の役職及び氏名を記載すること」 は「代表者の役職及び氏名を記載すること」 に該当、又は「代表者が記名押印又は自ら署名すること」 は「押印又は自ら署名する」 や記入、又は「提出者等の姓氏の記載又は記入」 に該当する。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
「**提出者**」（提出者の姓氏を含む。）母「印」を記入し、同様に「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策」の欄の提出者の姓氏を記入せよ。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関（労働金庫に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
「**提出者**」（提出者の姓氏を含む。）母「印」を記入し、同様に「第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の欄の提出者の姓氏を記入せよ。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等（労働金

庫等に限る。以下同じ。) 及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

謹啓謹十 | (謹啓十一の姓を謹也) 壴「印」 無事ハ、臣謹啓謹十一の姓を謹也。 無事の事ハ、謹也。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

謹啓謹十一 | 謹啓十一の姓を謹也。 壴「記載するとともに」 無事ハ、謹也。

謹啓謹十一 | 「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策」 の事の謹

謹也。 無事ハ、謹也。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

〔第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。）の欄に記載する場合に限る。〕

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

〔第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。）の欄に記載する場合に限る。〕

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

附則

の命令は、公布の日からの施行である。